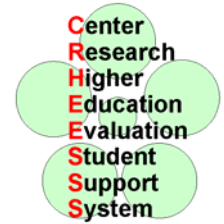


週刊センターニュース No.69



第69号(2005年7月19日)毎週月曜日発行
発行: 金沢大学 大学教育開発・支援センター
URL: http://www.kanazawa-u.ac.jp/faculty/daikyou_rche/index.htm

共同学習会のご案内

第83回 日時: 7月21日(木) 16:20~17:50
会場: 総合教育棟南棟2階 大会議室
報告者: 西山宣昭(大学教育開発・支援センター 大学教育研究開発部門)
題目: 「神戸大学の平成18年度教養カリキュラム刷新」

第4回大学評価研究会のご案内

日時: 7月28日(木) 16:20~17:50
会場: 総合教育棟南棟2階 大会議室
報告者: 早田幸政(大学教育開発・支援センター 評価システム研究部門)
題目: 「認証評価制度の現状と課題」

医学系研究科保健学専攻FD研修会「個人情報保護法と医学教育」参加報告

7月13日(水)に医学部保健学科で開催された標記研修会に参加する機会を得た。開催案内によれば、趣旨は「個人情報保護法が施行され、教育機関においても学生等の個人情報保護の取組が必要である。さらに、医療機関で実習を行う際には、学生に個人情報保護についてあらかじめ教育しておくことが必要である。これらの点について現状と課題を検討したい」であり、本年4月に全面施行された法律を前提にこれからの(看護)実習のあり方を問うという時宜を得た企画であった。

大竹茂樹教授による「医療機関における個人情報保護について」、稲垣美智子教授による「看護実習と個人情報保護法」、そして佐々木潤子法学部助教授への一問一答形式となった総合討論という構成であった。大竹先生による法の要点整理と、それを踏まえた稲垣先生の問題提起はいずれも分かりやすく、参加者の知識・問題認識の共有が進んだことは確かである。佐々木先生の回答も、ピンポイントの具体例を挙げてのものであり、学生部研修会のときと同様、個人情報保護法を守って教育・研究そして管理運営にあたることの重要性を明確にアピールされるものであった。

保健学科では今年度、「看護実習」11科目が開講されており、例えば「慢性・終末期看護実習」(3年・後期・集中)では、「慢性疾患を持つ成人期(老人期)にある患者」等、「1名を受け持ち、個人カンファレンスを受けながら、看護過程を展開する」等の実習方法が示されている。こうした実習のなかで学生が得た患者の個人情報を、法に従って適切に扱っていくことが、当該医療機関と学生の所属する教育機関との双方に求められることになる。

ウェブシラバス上で検索すると、本学全体では192の科目が「実習」という名称を持っており、理学部の「生物学実習」などを除き、個人情報に接することを必要とする授業が共通教育、専門教育を通じて数多く開設されている。そこでは、今回のFDでとりあげられた看護実習に限らず、一般に、各部局における実習を伴う教育(教育実習、インターンシップ等)において、実習生受け入れ機関(学校、医療施設等)、あるいはその機関の生徒、患者等やその法定代理人と

各部局（国立大学法人金沢大学とすべき - 佐々木先生のご指摘）との間で、どのような同意文書を交わすべきかについて検討が必要とされる（当センターにおいて、鹿野教育担当理事と相談の上、情報収集を始めたところである）。

ここで重要なのは、実習教育そのものの見直しが必要になってくることである。

実は看護教育について、「現在、教員や師長、臨床指導者など指導的な立場にいる人の多くは、必要な情報を遺漏なく収集することの重要性を教えられてきた。書き写した情報が無駄になってもその手間を惜しんではいけない、情報不足で不十分な看護計画しか立てられないでは困る、とばかり、強迫的に情報収集してきた」（大西香代子他「看護学教育における個人情報取り扱いの現状と課題」『看護展望』29巻4号、04年3月）との指摘がなされている。そのような指導者たちのもとでの実習生たちが、「実習中必ずしも受け持った患者や家族に関する情報の管理について、十分な配慮がなされていない現状を時々見かける。たとえば、患者名は匿名であっても年齢や住所、家族構成等の個人情報が記載された実習記録を、医療施設外でコピー機に置き忘れるなどである」（良村貞子「看護学生による患者情報取り扱いの法的問題と教員に求められる対応」同誌）との状況にある。

このような事情を反映して、実習受け入れ施設のなかには、患者の個人情報の保護を徹底するためとして、医療施設からの実習記録持ち出しを禁じ、終了後はその医療施設で焼却処分とする例さえある。だが、良村が指摘するように「実習時間外の自己学習を重要な要素として実習を行って」おり、自宅学習において「実習記録は必要不可欠なものである」。したがって、私は、個人情報の匿名化を前提条件にした上で、学習という目的に限定した利用を学生に許容するというのが穏当なところであると考えており、今回のFDでもその趣旨の発言をさせていただいた（先の「看護実習」のシラバスの注意書きには「臨床実習中の患者に直接ケアを行う場面では、必ず臨床実習指導者、師長の指示に従う」などとあるが、今後は得られた情報の管理に関しても個別に最低限度のことは明記すべきであろう。）

同時に、次のような指摘があることに留意したい。学生に対して「看護課程の授業を行う際、何が必要な情報であるのか、また、なぜその情報が必要なのかを判断する力をつけさせること」は授業の目的のひとつであるが、少なくとも「実習記録の様式」については、「過剰な情報収集を防止できるものとし、必要のない情報は知ろうとせず、記録しないのが原則である」（大西他、前掲）との提言である。高度情報化社会のなかであって、必要な知識をその都度選択して入手するだけでなく、さらにそのなかから吟味して適切な方法で保管する能力を学生たちに身に付けさせることは、今日の高等教育における必須の目標の一つである。実習記録をめぐる問題は、学生たちをどのように指導するかというFDにとどまらず、実習をなんの目的で行うのか、どのような教育内容の実習を（事前事後指導を含め）適切に実施するかという個々の教科内容の振り返りを余儀なくさせるはずである。今後、そうした形での看護実習見直しがあるのかどうか、注目したい。

なお、今回のFDではカルテについても言及があった。ここでは次のことを確認しておきたい。「診療録を作成した医師の側からみると、自分の行った判断や評価を書いているので、医師個人に関する情報ともいえる」が、個人情報保護法ではこの判断や評価の部分も含めて、カルテ全体が患者の個人情報である（大道久「病院における個人情報保護ガイドライン」『病院』64巻4号、05年4月）。この解釈は先行した個人情報保護条例における開示請求を通じても明らかとなっており、「医師等の個人情報であるから開示請求の対象とならないという説は、法解釈学においては皆無」（宇賀克也「個人情報保護法の医療分野への影響」同誌）であることを付記しておく。

（文責 教育支援システム研究部門 青野 透）